

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成21年11月10日 (火)

3. 実施予定日

認可後速やかに実施

4. 概要

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合の債権保全措置について、債務の履行の担保を求める要件の見直し、預託金等の軽減を行うための規定整備その他所要の整備を行うため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

II 主な変更内容

(1) 債務の履行の担保を求める要件の見直し（第77条の3第1項）

信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT東西が別に定める基準に該当する場合であっても、接続申込者が支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨をNTT東西が確認できる場合には、債務の履行の担保を要しないものとする。

(2) 預託金等の軽減（第77条の3第8項）

①接続申込者の負担額をNTT東西が新たに定める期日までに支払うこと、②負担額を支払った旨をその支払い後直ちにNTT東西に通知すること、③負担額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があるとすることにより、協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、接続申込者が書面により同意する場合には、預託金等の額を月ごとに想定される負担額の4ヶ月分から3ヶ月分に軽減する。

(3) 預託金等の負担軽減に伴う協定の解除に関する特則（第77条の3第9項）

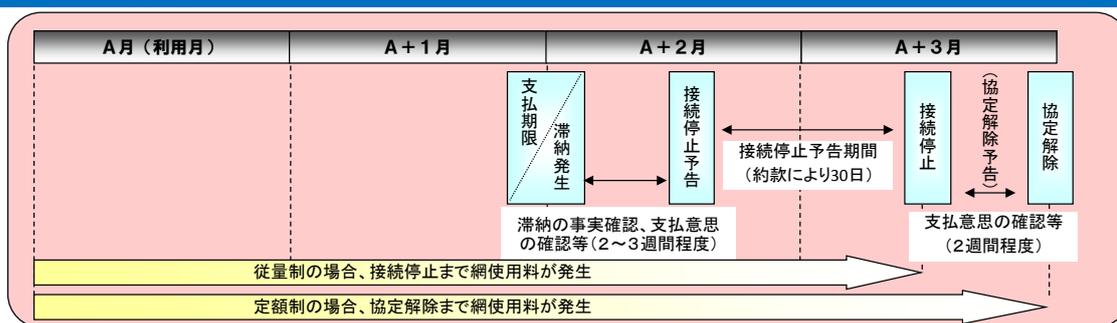
上記(2)の場合には、NTT東西は、接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行うこととする。

(4) 工事費、手数料等に係る債務の履行を担保する手段の追加（第77条の3第3項）

工事費及び手数料の額並びに建設請負契約等に基づく負担額について、前払いによるほか、預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを可能とする。

【参考】協定の解除を行うまでに要する期間の短縮について

■現在の状況(利用月の翌月末払いの場合)



■協定の解除を行うまでに要する期間を1カ月短縮した場合

